

那須町文化協会音楽部規約

(名称)

第1条 この会は、那須町文化協会音楽部という。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を会長指定の場所におく。

(目的)

第3条 この会は、那須町の音楽文化振興のため、町音楽関係諸団体との連携を図り、音楽の底辺拡大と充実を志向し、もって那須町における音楽文化の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽祭
- (2) 技術研修
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織・会員)

第5条 この会は、那須町に在住または勤務する者か、または、音楽部を組織する団体に所属する会員並びに会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(構成・理事・任期)

第6条 理事会は、音楽部に加入している団の代表者及び部長・副部長・または理事会で推薦した者で構成する。理事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事会は、部長(1)、副部長(2)、監事(1)、会計、理事(若干名)をおく。
- 3 部長は、理事の中から互選で選出する。
- 4 副部長、監事、協会理事、事務局長及び会計は、部長が選任する。

(職務)

第7条 理事の職務は、下記のとおりとする。

- 1 部長は会務を統括する。
- 2 副部長は、部長を補佐し部長事故あるときは、部長の職務を代行する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 会計は、会の経理を行う。

(総会・理事会)

第8条 この会は、次の会議を行う。会議は、定期または必要に応じて部長が招集する。

- 1 総会は、年度当初に開き、事業並びに予算等について検討する。
- 2 理事会は、第6条第一項の規定による者をもって構成し、必要に応じて開く。
- 3 理事会は、理事の2分の1以上の出席で成立し、過半数の賛成で決議できる。ただし、重要案件については、別に定める。

(会計)

第9条 この会の経費は、会員の会費・町補助金・音楽祭に参加する団体の参加費及びその他の収入をもって当てる。

- 1 会費は、各団体一律3,000円とする。
- 2 会費納入は、名簿提出後の承認をもってからとする。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

(改正)

第11条 この会の規約改正は、総会出席理事の3分の2以上の賛成がなければならない。

(その他)

第12条 その他必要な事項は、理事会で決める。ただし、重要な案件は、理事の3分の2以上の出席があり、さらに出席理事の3分の2以上の賛成で成立する。

- 2 重要案件とは、音楽部の協会からの脱退、音楽部の存廃、音楽部の活動の停止などの事案を言う。

付則

この会の会則は、平成2年7月5日より施行する。

一部改正 平成14年5月23日
平成18年4月28日
平成20年6月22日
平成21年6月16日
平成25年4月 1日